

## 田原市パブリックコメント手続に関する要綱の考え方

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について、必要な事項を定めることにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって市民参加による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### 【考え方】

この手続は、市の基本的な計画等の意思決定の前に市の案を公表し、その案に対する意見とその意見に対する市の考え方を公表することにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、また、説明責任を果たそうとするものです。

また、市民の行政への参加を促進し、市民と行政との協働のまちづくりを行っていかうとするものです。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策の策定等に当たり、策定しようとする政策の趣旨、内容等を公表し、市民等から当該政策に対する意見等の提出(以下「意見等の提出」という。)を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに提出された意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 【考え方】

1 「パブリック・コメント手続」という用語については、平成11年からの国における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(パブリック・コメント手続)」の実施以来、一般に「パブリックコメント手続」の呼称が定着していることから使用するものです。

2 「実施機関」については、田原市情報公開条例(平成17年田原市条例第50号)第2条に規定する実施機関から議決機関の議会を除いた市のすべての機関をいいます。

3 「市民等」の範囲については、市がその行政活動について説明責任を有する市民等を対象にしています。また、「市政への市民参加の促進」の考え方からも、参加を積極的に求めるべき範囲を明確にしておく必要から、市民等の範囲を規定しています。

また、「利害関係を有するもの」とは、市内に拠点となる事業者や事務所がなくても、建築や開発行為など市内でさまざまな事業活動を営む事業者や、福祉や環境などさまざまな分野でボランティア活動や公益活動をしている団体、さらには市内の学校へ子ども

を通学させている保護者などを想定しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの
- (2) 市の基本方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収等に関するものを除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

- 1 パブリックコメント手続の対象に想定しているのは、市内全域又は全市民にかかわるようなさまざまな行政課題に対応するための方向性を示した市の基本的な政策や方針などで、その効果や影響が地域全体に及ぶものであり、市民生活に大きくかかわるものです。したがって、非常に限定された区域あるいは特定範囲の者のみを対象とするものや、市民等に直接の影響が及ばない行政内部のみに適用されるもの等は、対象とはなりません。実施機関は、具体的にどの政策が対象となるか判断し、あわせてその判断についても説明責任を負うこととなります。
- 2 「市の基本的な事項を定める計画」とは、田原市総合計画など政策の基本方針、基本事項を定める計画等をいいます。「個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの」とは、福祉、環境などといった行政分野ごとの施策展開の基本方針、基本事項を定める計画等をいいます。例えば「老人保健福祉計画」「環境基本計画」などがあります。
- 3 「市の基本方針を定める条例」とは、「行政手続条例」、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」などのように、市政の全般にわたって適用される市政運営の基本方針を定めるものや、「環境基本条例」などのように個別行政分野における施策の基本となる考え方などを定めるものをいいます。
- 4 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例で、広く市民等に適用され、行政目的を実現するため、市民に対しその活動の一部を制限したり義務を課すものをいいます。例えば「火災予防条例」、「廃棄物の処理及び再利用に関する条例」などがあります。ただし金銭の徴収に関するものについては、地方自治法第74条第1項の規定により、条例の制定又は改廃に係る直接請求の対象から除外されている地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項については、対象から除外します。
- 5 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」とは、前各号に掲げたもの以外についても本制度の目的に照らし積極的にパブリックコメント手続を実施しよう判断した案件をいいます。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 政策の策定等を迅速又は緊急にしなければならない場合
- (2) 政策の策定等の内容が軽微なものである場合

- (3) 政策の策定等の内容が実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 政策の策定等に関し意見を聴取する手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

【考え方】

- 1 「迅速又は緊急にしなければならない場合」とは、手続に要する時間の経過により、政策等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。災害等の緊急時に対応する必要がある場合が想定されます。
- 2 「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は上位計画の変更により一部の表現を変更するものをいいます。条例であれば単純な文言の改正や法令の改正により自動的に改正を要するものです。
- 3 「実施機関に裁量の余地がないと認められる場合」とは、法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定され、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。
- 4 「法令等に基づき意見聴取の手続をとる計画等」とは、法令等や条例により公告、縦覧や意見の提出、公聴会開催等の意見聴取の手続が定められているものをいいます。都市計画法による都市計画案の作成時における公聴会の開催があります。
- 5 「地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合」とは、実施機関が附属機関等の報告や答申等を受けて政策の策定等をする際に、附属機関等で既にこの要綱に準じた手続を経ている場合をいいます。

(政策の案の公表)

第5条 実施機関は、政策の策定等をする前に、当該政策の案を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、第7条第2項の規定による公表が終了する日まで行うものとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による公表は、政策の策定等をする趣旨、目的、背景等当該政策の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市ホームページへの掲載
  - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

【考え方】

- 1 案の公表時期は、政策の決定期限などを考慮して、内容の修正など寄せられた意見を反映することが十分可能な時期とします。ただし、必要に応じて資料の収集段階、中間案の策定等段階においても実施することができるものとします。
- 2 政策の案の内容は、市民等が分かりやすいものとする。特に、条例案についての公表する案は、条文形式ではなく、市民に分かりやすいように概要や骨子等によるものとします。「必要な資料」とは、次のうちから実施機関が必要に応じて準備するものとします。
  - (1) 政策の案を策定等した趣旨・目的及び背景など
  - (2) 規定の根拠となる法令

- (3) 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要
- (4) 附属機関などで審議された概要又は答申や報告の概要
- 3 公表は、多くの方々が案及び資料を入手しやすくなるよう市ホームページに掲載するとともに、政策等の所管課窓口及び各支所等において、案及び資料を閲覧に供するか又は配布することとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策の案を公表した日から30日以上の間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)を明らかにしなければならない。

【考え方】

- 1 意見の募集期間は、計画等の案の周知期間や意見提出の準備期間を考慮し、おおむね1か月の期間を設定したのですが、具体的には実施機関が案件に応じて適宜定めるものとします。
- 2 多くの市民等から意見等の提出を受けるため、できるだけ多様な意見提出方法を用い、案等の公表時に明示するものとします。
- 3 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するとともに、記録として保存するためにも、原則として文書又は電磁的記録として残る方法により、電話、口頭によるものは、除外するものとします。
- 4 提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容を改めて確認をする必要な場合も想定されるため、意見提出者に住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)の明示を求めますが、その住所、氏名等は公表しません。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定等を行うものとする。

2 実施機関は、政策の策定等を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策の案を修正したときはその内容を併せて公表しなければならない。

3 前項の規定による公表の方法については、第5条第4項の規定を準用する。

【考え方】

- 1 パブリックコメントの手続は、市民等に案の賛否を問うものではなく、また提出され

た意見等の多数によって判断すべきものではありません。その内容を十分検討し、政策に反映できるものについては、素案に反映するものとします。

- 2 提出された意見等は、原則としてすべてを公表の対象とします。ただし、田原市情報公開条例第7条第1項に規定する不開示情報に該当するものを除きます。
- 3 公表した案と関係のないものや単に賛否の結論のみを示しただけのものについては、その内容もそれに対する市の考え方も公表しません。
- 4 趣旨、内容が同じようなものについては集約し、意見等の趣旨をわかりやすくまとめ、市の考え方と併せて公表するものとします。
- 5 提出された意見等は、個人情報の保護の観点から、特定の個人を識別することができないようにして公表するものとします。

#### (実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況に関する一覧表を作成し、指定する場所において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

#### 【考え方】

実施状況に関する一覧表については、現在パブリックコメント手続をおこなっているものやこれから手続を行おうとするもののほか、すでに同手続を終了したものを公表するものとします。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は実施機関が別に定める。

#### 【考え方】

この要綱に定めるもの以外で、制度の実施について必要な事項については、実施機関が別に定め実施するものとします。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。